

## 綾瀬市住宅扶助費等代理納付事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）及び生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）に基づき、住宅扶助等を受けている被保護世帯が家賃及び共益費（以下「家賃等」という。）を滞納している場合等において、保護の実施機関が住宅扶助費等の代理納付を行なうために必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者 法による保護を現に受けている者をいう。
- (2) 住宅扶助費 法第14条による住宅扶助費をいう。
- (3) 管理業者等 被保護者の居住する住居について、委託契約書又は委任状により家主から家賃等の集金業務の委託を受けている者（県営住宅においては県営住宅を所管する住宅営繕事務所長）をいう。
- (4) 代理納付 法第37条の2の規定に基づき、福祉事務所長が住宅扶助費等として認定した額を、被保護者に代わり家主又は管理業者等に支払うこという。
- (5) 共益費 生活保護法施行規則第23条の2により定める費用（契約書等に記載のあるものに限る。）をいう。

### (対象者)

第3条 代理納付の対象者は、家賃の全額に相当する住宅扶助費が支給される者若しくは家賃等の全額に相当する住宅扶助費及び生活扶助費が支給される者のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 家賃等を滞納している被保護者で、福祉事務所長の納付指導による効果が見込めないもの。
- (2) 代理納付を希望する被保護者で、福祉事務所長が代理納付を必要と判断したもの。

### (代理納付の方法)

第4条 福祉事務所長が前条第1号の代理納付を行なう場合は、次の方法によるものとする。

- (1) 福祉事務所長は、家主又は管理業者等から被保護者の家賃等の滞納情報について提供を受けた場合は、当該被保護者に対して家賃等の滞納状況を確認し、滞納

している被保護者に対して納付指導をするものとする。

(2) 福祉事務所長は、指導効果が見込まれないと判断した場合又は納付指導に係らず家賃等を支払わなかった場合は、当該被保護者に対する代理納付事務の適用を検討し、当該被保護者に対して代理納付の適用について説明するものとする。

(3) 家主又は管理業者等が代理納付の実施を依頼するときは、住宅扶助費等代理納付依頼書兼口座振替依頼書（第1号様式）に次に掲げる区分に応じ、それぞれ書類を添えて福祉事務所長に提出するものとする。

ア 家主 当該住宅の賃貸借契約書の写し

イ 管理業者等 当該住宅の賃貸借契約書の写し及び家主と締結した委託契約書等の写し

(4) 福祉事務所長は、前号に規定する依頼書の提出があったときは、内容を審査し、当該被保護者に係る代理納付の開始を決定したときは、被保護者及び家主又は管理業者等に対して住宅扶助費等代理納付開始決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(5) 福祉事務所長は、前号の規定による住宅扶助費等を毎月の家主又は管理業者等の請求により指定する金融機関口座に支払うものとする。

2 福祉事務所長が前条第2号の代理納付を行なう場合は、次の方法によるものとする。

(1) 代理納付を希望する被保護者は、住宅扶助費等代理納付申込書（第3号様式）により申し込むものとする。

(2) 福祉事務所長は、前号に規定する申込書の提出があったときは、代理納付の実施の可否を審査し、代理納付を実施する場合は前項第3号から第5号までの規定により実施するものとする。

3 代理納付を適用している被保護者の死亡又は退去により現に居住する他の被保護者に支払いが承継される場合、福祉事務所長は、当該被保護者又は住宅管理者に通知することなく、代理納付を継続することができる。

(代理納付の変更及び中止等)

第5条 福祉事務所長は、代理納付を適用している被保護者について、保護の変更により住宅扶助費等を変更した場合又は保護の停止又は廃止により代理納付を中止する場合は、速やかに被保護者及び家主又は管理業者等に対し住宅扶助費等代理納付変更決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 保護の変更、停止、廃止等その他の事由により、すでに代理納付した住宅扶助費

等が過払いとなった場合、福祉事務所長は、速やかに家主又は管理業者等に対して、住宅扶助費等の返納について（第5号様式）及び綾瀬市財務規則（綾瀬市規則第14号）に規定する返納通知書により通知し、返還を求めるものとする。

（家主又は管理業者等の責務）

第6条 家主又は管理業者等は、賃貸借契約又は集金業務の委託契約の内容に変更が生じた場合、振込先口座が変更となった場合、あるいは家主又は管理業者等に変更が生じた場合、速やかに福祉事務所長に対し住宅扶助費等代理納付変更届出書（第6号様式）を提出するものとする。

2 家主又は管理業者等は、第5条第3項に基づく通知があった場合、速やかに過払いとなった住宅扶助費等を返還するものとする。

3 管理業者等は、代理納付された住宅扶助費等を過去の滞納分に充当せず、支給月の家賃等に充てるものとする。

4 家主又は管理業者等は、代理納付を実施する上で知り得た被保護者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びにこれに基づく命令及び条例、規則等に基づき適正に取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。ただし、この要綱に基づく住宅扶助代理納付は平成22年12月1日以降の納付について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の綾瀬市住宅扶助費等代理納付事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る代理納付について適用し、同日前に申請のあった代理納付については、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

住宅扶助費等代理納付依頼書兼口座振替依頼書

綾瀬市福祉事務所長 住所（所在地）（〒 年 月 日  
 — ）

氏名（名称）

連絡先電話番号（担当者名）

次の者に対する住宅扶助費等について、年 月分家賃より代理納付を依頼します。

なお、住宅扶助費等代理納付に関する留意事項の内容を確認し、了解しました。

被保護者	氏名							
	住所	電話番号（ ）						
家賃・地代等の金額		円（月額・年額）						
共益費		あり	円（月額）・なし					
契約期間								
貸与条件（備考）								
支払いを希望する金融機関		銀行・信用金庫						
		農協 支店						
		1普通 2当座	口座番号					
		3その他（ ）						
フリガナ								
口座名義人								

添付書類

- 1 住宅の賃貸借契約書
- 2 委託契約書又は委任状により家主から家賃等の集金業務の委託を受けている者であることを証する書類（住宅の賃貸借契約書で確認できる場合を除く）

第2号様式（第4条関係）

住宅扶助費等代理納付開始決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市福祉事務所長

さんに対する住宅扶助費等代理納付を、年  
月分家賃から開始することにしましたので通知します。これにより、年  
月分より住宅扶助費及び共益費を除いた保護費が支給されます。  
なお、福祉事務所が代理納付する額は、住宅扶助費として福祉事務所が認定する  
額及び共益費です。

〔住宅扶助費等代理納付を開始した理由〕

第3号様式（第4条関係）

住宅扶助費等代理納付申込書

年 月 日

綾瀬市福祉事務所長

住所（〒      -      ）

被保護者（申込者）氏名

電話番号

私は、次の理由により      年      月分家賃より住宅扶助費等に対する代理納付を申し込みます。

なお、住宅扶助費等代理納付に関する留意事項の内容を確認し、了解しました。

住宅所在地	
家賃額	円／月
共益費	円／月
合計	円／月
代理納付を必要とする理由	

添付書類

住宅の賃貸借契約書

第4号様式（第5条関係）

住宅扶助費等代理納付変更決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市福祉事務所長

さんに対する住宅扶助費等代理納付を、年 月 日  
から変更・中止したので通知します。

〔住宅扶助費等代理納付を変更・中止した理由（内容）〕



第6号様式（第6条関係）

住宅扶助費等代理納付変更届

年 月 日

綾瀬市福祉事務所長

住所（〒            -            ）

被保護者（申込者）氏名

電話番号

住宅扶助費等代理納付について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更内容

--

## 住宅扶助費等代理納付に関する留意事項

### 1 住宅扶助費等代理納付の定義

保護の目的を達するために必要があるときには、福祉事務所長が住宅扶助基準額の範囲で住宅扶助費として認定した額及び生活扶助費として認定した額で被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費を、被保護者に代わり家主等に支払うことをいいます。

### 2 住宅扶助費等代理納付の対象

住宅扶助費等代理納付（以下「代理納付」という。）は、家賃及び共益費（以下「家賃等」という。）を滞納しており、福祉事務所が納付指導を行なっても効果がないと認められる被保護者及び代理納付を希望する者を対象とします。

家主又は管理業者等を代理納付の対象とします。なお、家主以外の者を支払の対象とする場合、委託契約書等の書面で家賃等の集金業務の委託を受けていることを確認できることが必要です。

### 3 代理納付の範囲

福祉事務所の住宅扶助費認定額及び共益費が代理納付の額となります。

代理納付の対象となる住宅扶助費は、月々の家賃以外に間代・地代、敷金・礼金、契約更新料、火災保険料等が含まれます。また、住宅扶助限度額を超える家賃は代理納付の対象となりません。共益費は契約書等に記載のあるもので、生活扶助費として支給される金額を限度に代理納付の対象とします。

住宅の破損、火災による損害、退去時の片付け等は住宅扶助の対象外であるため、代理納付の対象になりません。

住宅扶助費及び共益費（以下「住宅扶助費等」という。）は当月分の家賃等を認定して支給されるものであり、過去の家賃滞納分については代理納付の対象になりません。

住宅扶助費及び生活扶助費は、最低生活費あるいは収入認定額の変更により支給額が変更される場合があります。その場合、共益費の一部が支給される場合には共益費にかかる代理納付が中止となります。また、住宅扶助費の一部が支給される場合には代理納付は中止となります。なおその旨を家主又は管理業者等及び被保護者に通知します。

家賃等については被保護者に対して請求してください。

#### 4 代理納付の支給方法

賃貸借契約で家賃の支払日が前月末となっている場合も含め、代理納付の対象となる住宅扶助費等は当該月に支払います。

保護の変更、停止、廃止又は家主又は管理業者等の変更により、既に代理納付した住宅扶助費等が過払いとなり福祉事務所から戻入の通知があった場合、速やかに過払いとなった住宅扶助費等を返還してください。

#### 5 その他

家賃等や振込先口座が変更となった場合あるいは家主又は管理業者等が変更となった場合、速やかに福祉事務所に届け出てください。

保護の変更、停止、廃止により代理納付の適用が中止となった場合、その旨を家主又は管理業者等及び被保護者に通知します。

代理納付を実施する上で知り得た被保護者の個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びにこれに基づく命令及び条例、規則等に基づき適正に取り扱ってください。

代理納付の実施により、家主又は管理業者等に対し福祉事務所が代理納付以外の責を負うものではありません。